

# 国際交流基金ソウル日本文化センター

## 施設貸出案内

国際交流基金ソウル日本文化センター(以下「センター」という)では、韓日両国の相互理解と友好親善の促進に寄与することを目的に「センター」のセミナー室について以下の通り貸出しを行います。

各施設の収容人数は以下の通りです。

- ・ 第1セミナー室      90㎡      約60名収容可能 (教室形式にした場合)
- ・ 第2/3セミナー室      45㎡      約20名収容可能 (同上)

(貸出し対象団体)

第1条 文化・学术交流に携わっている団体及びその活動内容が、センターの設立趣旨に適合すると判断される団体等をその対象とします。

(貸出し対象事業)

第2条 施設貸出しの対象となる事業は次の通りとします。

- イ. 韓日両国(第三国を含む)の文化の紹介及び交流に関する事業
- ロ. 韓日両国(第三国を含む)が共同で行う学术交流に関する事業
- ハ. 日本語教育に関する事業
- ニ. その他国際交流に関する事業

2) 次の場合には貸出しの対象とはなりません。

- イ. 営利性の高い事業
- ロ. 物品などの販売を主な目的とする事業
- ハ. 政治活動、宗教活動またはこれらに類する事業
- ニ. センターの設立趣旨に適合しないと判断される事業

- ホ. センターの他の事業実施に支障があると判断される場合
- へ. 会期が極めて長期に亘る事業、或いは頻繁に繰り返される事業
- ト. 参加人数が5人以下の場合

(貸出しの曜日及び時間)

第3条 「施設」の貸出日は原則として月曜より金曜日までとします。但し休日であっても文化情報室の開館日は可能です。

2) 「施設」の貸出時間は原則として09:30より18:00までの範囲内とします。

(貸出し料)

第4条 貸出し料は無料です。

(貸出し申込)

第5条 使用を希望する団体は申請書(様式-1)を作成し、原則として使用を希望する日の2週間前までに、センターに提出してください。

2)センターは貸出しの可否を決定し、使用日の1週間前までに申込団体に文書で通知します。

(報告書の提出)

第6条 事業の終了後、2週間以内に事業報告書をセンターに提出してください。

